

令和2年 第5回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 2年11月20日 開会

令和 2年11月20日 閉会

大 樹 町 議 会

令和2年第5回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月20日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第100号 大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第101号 大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第102号 大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第103号 令和2年度大樹町一般会計補正予算（第8号）について
- 第 9 議案第104号 令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第10 議案第105号 令和2年度大樹町水道事業会計補正予算（第3号）について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 徹 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ

町営牧場参事

梅津雄二

建設水道課長兼下水終末処理場長

水津孝一

町立病院事務長

下山路博

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

明日見由香

<教育委員会>

教 育 長

板谷裕康

学校教育課長

瀬尾裕信

社会教育課長兼図書館長

清原勝利

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

松木義行

主 事

八重柏慧峻

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第5回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

4番 西山弘志君

5番 村瀬博志君

6番 船戸健二君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

本日11月20日午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議いたしましたので、ご報告いたします。

本臨時会の提出案件は、条例の一部改正3件、補正予算3件であります。

これらの状況を考慮検討した結果、会期は本日1日間とし、日程はお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和2年、9月8日開会の第3回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の、航空宇宙関係についてであります。9月10日から27日まで、電気通信大学が小型飛行ロボットの自律飛行制御実験を実施し、JAXAでは、10月13日から11月5日まで、救難ヘリコプター用状況認識支援技術センサー表示システム飛行実験ほか2件の航空関係の実験を実施したほか、11月7日から8日、10日から16日には、室蘭工業大学が、小型無人航空実験機の滑走離陸試験及び車載走行試験を実施しております。

また、10月19日には室蘭工業大学航空宇宙機システム研究センター、大樹サテライトオフィスのオープニングセレモニーが歴舟地域コミュニティーセンターで行われ、安田議長にもご臨席を賜ったところであります。

2番目の委員の委嘱についてであります。広尾保護区の保護司として、2名の方が法務大臣から委嘱を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

3番目の入札執行関係であります。指名競争入札により、工事請負契約を10件、業務委託契約を2件、物品購入契約を8件、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しております。

4番目の人事関係、5番目のその他、来町者と会議出席等関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1点目の優秀選手派遣についてでございます。(1)、第25回道東ブロック中学校秋季軟式野球大会が帯広市で開催されました。道東ブロックということで、十勝、釧路、オホーツク管内の代表チームが2チームずつ、根室管内から1チーム、開催地枠ということで、我が大樹・広尾チームが参加してございます。

1回戦目、釧路に2対0で勝って準決勝、芽室中学校と2対2で引き分けてございますが促進ルールの結果、惜しくも敗れたと。3位決定戦で、北見に8対0で勝って見事3位を獲得してございます。8名ということで1名、広尾からお借りしての合同チームでございました。

(2)第38回北海道中学校駅伝競走大会が、新得町で行われました。裏面をご覧ください。8名の選手を派遣してございます。1区から6区まであるそうです。結果は男子1部で、23位。何チーム出てるんだということになりますと、40チーム参加してございます。第1走の乾君は10位。第3区で走りました片岡君は区間4位という結果でございました。

2点目の高校生議会の開催についてでございます。2週間前、大樹高校2年生35名が9班に分かれて、10項目の一般質問をさせていただきました。他市町村では経験出来ない、町政並びに議会の仕組みを学ぶ貴重な機会をいただいたと感謝の言葉が届いてございます。議会の皆様には、事前指導から大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上で教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

4ページの会議出席の関係ですけど、10月5日の大樹高等学校活性化推進協議会ですけども、今年度、残念ながら1間口が確定したわけですけども、それを受けて、活性化協議会でどういう協議がされているのかお聞きしたいのですけれども。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

活性化協議会、平成18年から大樹高校を活性化させようということで、いろんな経済団体の代表、企画課が事務局となって頑張っています。

その中で話し合われたのは、一生懸命やっているのだけれどもそれがなかなか伝わってないのではないかとということで、行政区長会議はじめ町政報告会、町長と語る会等色々な

機会を利用して、高校の取り組み、高校の現状を伝えていこうというようになっています。

先の定例会でもご報告したとおり、次年度は一番中学3年生の数が少なくて、2間口は無理だろうという道教委の判断ですが、次の年は生徒数も増えるということで、南十勝の普通科高校として、しっかり人員が確保できれば、2間口回復も夢ではないよという言葉をいただいていますので、ぜひともそのように、希望者が増えるように取り組んでいこうということになってございます。

企画課が町長から宿題をいただきまして、コスモスコンサート、子ども達が演奏する機会の前段を活用いたしまして、各校長が学校の取り組みをプレゼンするというふうにもなっておりますし、社会教育課、コミュニティースクールということで、各学校を応援して、地域の力を借りて、教育の質を上げようということで頑張っております。昨夜も、齊藤副議長が委員長を務めてくださっております、大樹町学校運営協議会で、その取り組みの方向の報告をさせていただいて、さらに危機感を共有しながら頑張ろうということになっております。

雑駁ですが、報告とさせていただきます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第100号

○議 長

日程第5 議案第100号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第100号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、令和2年の人事院勧告を受けて、11月6日、国家公務員の給与改定が閣議決定いたしました。

本町職員の給与についても、従前から国の制度に準拠してきたことから、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますよ

うお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第100号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について内容を説明させていただきます。

本町を含むほとんどの市町村の職員給与については、国家公務員の給与制度に準拠してございますが、人事院勧告を受け、期末手当支給率の引下げが11月6日に閣議決定されました。

これにあわせまして大樹町職員の給与に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正条例の説明に先立ちまして、概要を説明させていただきます。本改正条例は、全2条により構成されており、第1条の改正内容は令和2年度における期末手当支給率の引下げの改正、第2条の改正内容は、令和3年度以降における期末手当支給率の改正となっております。

それでは条ごとに内容を説明させていただきます。最初に第1条についてでございますが、表中第12条は期末手当支給率の改正で、下線部分、第12条第2項の改正、期末手当について、支給総額の現在の限度額は、6月、12月それぞれ、100分の130でございますが、これの12月支給分について、100分の5、0.05月分引下げ、100分の125とするものでございます。

今年度の支給額につきましては、6月で既に100分の130で支給しており、本改正条例で12月分の支給率を100分の125とすることで、令和2年度の期末手当の支給率は100分の255となり、勤勉手当の支給率を100分の95の6月と12月の12月分を合計しますと、100分の445、4.45カ月分となるものでございます。

第4項では再任用職員に対する手当の規定でございますが、第2項で改正する、100分の130から100分の125の支給率を参照しているため、あわせて改正を行うものでございます。

続きまして下段の第2条につきましては、1ページから2ページにまたがりまして令和3年度以降の期末手当の支給率の改正でございますが、本改正条例第1条で、6月支給分を100分の130、それから12月支給分を100分の125とした期末手当の支給率をそれぞれ、100分の127.5ずつに均等化する内容の改正でございます。

附則になりますが、この条例の施行日は公布の日とし、第2条の改正規定につきましては、令和3年4月1日の施行とするものでございます。

簡単に言いますと期末手当の引下げ分は、今年度については12月支給分で下げることで、それから期末手当の支給割合を6月12月均等にするのは、来年度からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今月12月の支給分からということなのですから、これを0.05カ月分やることによってどれぐらい減額されるのか。数字だけお願いします。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

一般会計の総務費では、特別職それから一般職などに支給している部分ですが、それにつきましては200万円程度の減額になりますが、そのほかの民生費で発達支援センターですとかそれから介護保険会計、介護サービス会計、下水道会計、それぞれ人件費を持っておりますので、それらを大樹町全体で考えますと、約600万ほどの減額となるものでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第100号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第101号

○議 長

日程第6 議案第101号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第101号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、議案第100号でお認めいただいたとおり、一般職員の期末手当の支給率が改正され、期末手当と勤勉手当の支給率の合計が年間で4.45月分となりました。

従前から特別職における期末手当の年間支給率につきましても、一般職員と同率としてまいりましたので、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第101号、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

改正の内容でございますが、町長、副町長、教育長に支給する期末手当の率を一般職の期末手当と勤勉手当を合わせた率と同様に、100分の5、0.05月分引き下げるもので、具体的には、現在の4.5月分を、4.45月分とするものでございます。

それでは、条ごとに内容を説明させていただきます。最初に、第1条でございますが、12月に支給する期末手当の割合を100分の225から100分の220に、100分の5、0.05カ月分引き下げるものでございます。

第2条では2ページにまたがりませんが、期末手当の支給割合を6月12月それぞれ100分の222.5ずつの合計、100分の445、4.45カ月分とするものでございます。

附則になりますが、この条例の施行日は公布の日とし、第2条の改正規定については、令和3年4月1日の施行とするものでございます。

簡単に言いますと期末手当の引下げ分は、今年度については12月支給分で引き下げることで、期末手当の支給割合を6月12月均等にするのは、来年度からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第101号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第102号

○議 長

日程第7 議案第102号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第102号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするもので、先の議案でお認めいただきましたとおり、一般職員の期末手当の支給率が改正されたことを受け、特別職の期末手当の年間の合計支給率が改正されました。

従前から議会議員における期末手当の支給率につきましても、職員並びに特別職と同じ割合としておりますので、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第102号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

改正の内容でございますが、議会議員に対する期末手当の支給率については、従前から原則として一般職及び特別職と同じ割合としてきていることから、今回も同様に、4.5カ月分から4.45カ月分に0.05カ月分引下げようとするものでございます。

それでは条ごとに内容を説明させていただきます。第1条でございますが、12月に支給する期末手当の割合を100分の225から100分の220に、100分の5、0.05カ月分引き下げるものでございます。第2条では、2ページにまたがりますが期末手当の支給割合を6月12月それぞれ100分の222.5ずつの後、合計100分の445、4.45カ月分とするものでございます。

附則になりますが、この条例の施行日は公布の日とし、第2条の改正規定につきましては、令和3年4月1日の施行とするものでございます。

簡単に言いますと期末手当の引下げ分は、今年度については12月支給分で引き下げることで、それから期末手当の支給割合を6月12月均等にするのは、来年度からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第102号大樹町議会議員の補議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第103号

○議長

日程第8 議案第103号令和2年度大樹町一般会計補正予算8号についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第103号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、令和2年度大樹町一般会計補正予算第8号をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ3,153万2,000円の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

それでは議案第103号令和2年度大樹町一般会計補正予算第8号について説明させていただきます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ3,153万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億7,683万3,000円とするものでございます。最初に資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

なお、今回の補正につきましては、国の補正予算で措置されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業などの増額補正でございます。

補正予算の説明にあたりまして、教育費の一般財源以外は全額地方創生臨時交付金を充当するものであり、説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

最初に、総務費全体で1,276万7,000円の増。福祉センター費、福祉センター維持管理費、需用費と工事請負費で308万6,000円の増。需用費では、修繕料で、1階及び2階トイレの手洗い器をセンサー式水洗金具とするほか、洋式トイレを温水洗浄便座に交換し、大ホールと中ホールの窓で、網戸が未設置箇所に網戸を設置するもの。工事請負費では、1階小会議室に換気機能付きエアコンを設置するものでございますが、1階小会議室の窓は、現在、窓枠がゆがんでおり、開閉が困難となってきたことと、窓が特殊な構造で網戸を設置するには窓枠から全て交換する必要があるため、300万円ほどの工事

費となるため、換気機能付きエアコンの設置とするものでございます。

電子計算費、電算システム整備事業、委託料と備品購入費で968万1,000円の増。委託料では、職員用電子メール、電子会議、チャットシステムなど高機能なグループウェアシステムの導入と、オンライン会議用パソコンの設定費用を計上し、備品購入費では、オンライン会議用の機器導入としてパソコン9台のほか、会議用モニター3台、それからプロジェクター3台を購入するものでございます。

商工費、市街地開発推進費、市街地開発推進事業、委託料で102万3,000円の増、市街地防災拠点駐車場整備として、ショッピングセンター北側芝生広場に駐車場を整備するため、調査設計委託料を計上してございます。

教育費全体で1,250万8,000円の増。

教育振興費、教育振興事業、役務費と備品購入費で497万1,000円の増。役務費につきましては、GIGAスクール構想により整備する学校内ネットワークから外部にアクセスするインターネット利用料、年度内、5カ月分の費用を計上してございます。役務費の14万9,000円は全額一般財源でございます。備品購入費では、大樹高等学校のICT環境整備支援として、タブレット端末54台のほか、プロジェクター2台、ノートパソコン2台などをオンライン授業に対応するための費用を計上してございます。小学校の学校管理費、備品購入費で260万1,000円の増。

中学校の学校管理費、備品購入費で166万4,000円の増。それぞれICT環境整備として、普通教室のテレビを整備するものでございます。小学校では、天井からつり下げ方式で50インチのテレビを12台、中学校では壁掛け方式で50インチのテレビを6台、それぞれ整備するものでございます。

4ページに移りまして、体育施設費、運動公園維持管理費、工事請負費で327万2,000円の増。柏木町運動公園駐車場の公衆トイレ環境改善として水洗化などにかかる費用を計上してございます。

次に諸支出金。事業会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金で523万4,000円の増。以上合計で、補正額3,153万2,000円の増。財源内訳では、特定財源の国庫支出金で3,138万3,000円の増、一般財源は14万9,000円の増となるものでございます。

次に第1表、歳入歳出予算補正を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。最初に歳出で、歳出合計補正前の額88億4,530万1,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで、3,153万2,000円の増。補正後の歳出合計88億7,683万3,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。歳入合計、補正前の額88億4,530万1,000円。補正額15款国庫支出金と、20款繰越金で3,153万2,000円の増。補正後の歳入合計88億7,683万3,000円となるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件の議題にあたっては、同一事件に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定について、歳出は款ごとに、歳入については一括してこれを適用することとしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの決定のとおり議事を進めます。

はじめに、議事事項別明細書1ページから11ページ、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、総務費の質疑を終了いたします。

次に、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

委託料の関係ですけれども、市街地防災拠点駐車場整備ということで、ショッピングモールの北側ですけれども、通常この説明内容でいくと、そういう市街地防災拠点駐車場整備ですから、普通ですと、避難所の駐車場の整備が普通は妥当だと思うのですけれども、ショッピングモール道の駅って、避難所に指定されていなかった。それと、102万3,000円ですけれども、あえてこの委託料でやるというのはどういうことなのか。工事費でもいいのではないかと思うのですけれども、それについての説明を求めます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

道の駅につきましては今現在は避難所に指定していませんけれども、今後していく方向に調整しているところなものですから、それに合わせまして、駐車場のほうを広くとって、間隔を取って駐車出来て、避難所のとくに使えるということも含めて整備するものでございまして、今回につきましては、調査設計業務ということですから工事費ではありませんので、委託料で計上しているものでございます。

○議長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

工事費でなくて委託費なのかという部分でございますが、現在、計画している場所については、ショッピングモールの北側の広場の部分を駐車場にするということで、雨水計画の再計算をしなければなりません。その部分で、専門的に委託をかけた上で、既存の雨水計画が妥当かどうかという部分も検証しながら、工事費を積算しまして、3月の補正に、工事費のほうを上げさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の総務課長のご説明ありました。今は避難所ではないと。そのうち、直にするのだと、ということなんですけれども、今回の地方創生臨時交付金の中で、今現在なっていないのに、そういうふうにするのは可能なのか。通常であれば、避難所の駐車場整備だったら、該当するんじゃないかと思うのですけれども。それはなぜそうなるのか。

もう1つは、駐車場整備がどうして今回の地方創生臨時交付金の交付金事業の申請につながるのか。どういう申請の仕方をしてこれ、そういうふうになっているのか。普通はちょっとあり得ないと思うのですけれども、避難所の関係も商工会ときちんと論議されているのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず避難所の指定の関係でございますけれども、先ほど総務課長のほうからも説明ありましたとおり、現在は避難所としては指定はされておりませんが、今後、避難所として指定していくという方向であります。

現在、観光客ですとか、旅行者などの方に道の駅が観光の拠点として利用されておりますので、災害時におきましては、町内に避難所ありますけれども、やはり1番わかりやすい場所としましては、道の駅に避難していただくという部分が、1番利用者にとって観光客ですとか通行人にとっても1番わかりいいのかなと思ひまして、まずそこを避難所として指定はしておりませんが、そういった部分で使っていきたいなと考えているところであります。

臨時交付金として認められるのかというところでございますけれども、新型コロナウイルス感染のリスクの軽減を図るという目的で、避難所として、今後想定しているんだという、計画を出させてもらっています。その中で、地域住民の避難ですとか、観光客の避難をする上で、やはりソーシャルディスタンスという部分が必要となっていきますので、それはやはりコロナ関連という形で、今回の臨時交付金の部分にも当てはまるというところ

で、駐車場を整備することによって、施設内に収容出来なかった部分につきましては、駐車場内において車上の中で待機していただくとか、そういった措置をとりたいということで、計画を出させていただいて、お認めいただいているというところでございます。

商工会との協議につきましては商工会と駐車場の拡張をするということにつきましては、打ち合せも行いながら、どこの部分を駐車場にしたらいいかということは、連携をとって進めているところでございます。以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の説明を聞きますと申請の内容からも、結構無理な申請をしながら、いろいろくっつけながらやってるのかなと。ちょっとそうするとね、ソーシャルディスタンスだって言ったら車の駐車場の間隔もあけて、白線を引くということになるのかなと思うのですが、そうではないでしょう。

それともう1つは、今回委託料なので3月に補正をするというのですが、その工事費は、どれぐらいを予定しているのか、ちょっと最後にそれを聞きたいです。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

駐車場の間隔につきましては、通常の今の道の駅ですとか、ショッピングセンターの駐車場と同じような間隔のラインを引くようにしておりまして、今回の駐車場整備におきましては、身障者用の駐車場も含めまして、29台の駐車場を整備するという内容となっております。とりわけ新型コロナという部分で、間隔をあけて駐車場整備するというものではございません。

それで工事費につきましては、今現在の概算では、税抜で1,581万円ということで私どものほうで見積もっているというところでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

関連で、避難所の指定の関係について伺いたいと思います。実は私の承知してる範囲でいいますと、道の駅周辺フクハラの近辺から雪印の下段のところは、大樹の町でも低いほうで、過去のいろんな大洪水ではありませんが大雨なんかでもって、結構水が上がってだぶだぶになるというか、1番あの辺が何となくほかの高いところよりも避難をしなければならない区域ではないかと理解をしているのですが、そのことは解消されて、ほかよりも低い、あそこに避難所の指定をして駐車場を設定するというのは、無理がないのですか、解消されたのでしょうか伺います。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

津波ハザードマップというのは作ってしまして、津波の場合はどこら辺まで来るかというのは、つくっております。最近の見地ではまた、津波の高さが変わっているのでハザードマップの見直しもしなければならぬところがございます。洪水のほうのハザードマップというのは私どもまだ出来ておりませんで、道のほうとも、今、うち防災のほうから、問いかけをしているような状況でございます。あの辺が低くて水がたまるというのは、ちょっと私、過去の経験ではちょっと記憶にございませんけども、過去に湿地っていうか、谷地だった部分とつながっているというのは承知しております、その部分では今、駐車場が少しうねっているというのも、そのせいかなというふうには思っておりますが、あそこが水浸しになるかもしれないという認識はちょっとこちらでは思っておりませんでして、避難所としては十分使えるものだと思っていて指定していきたいと考えているところでございますけども、避難所の指定にあたりましては防災会議で決定していくもので提案する予定ではございますけども、その中で十分審議していきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

いろいろ議論はあるのかと思いますけども、例えば避難所を設定するときに例えばどの地域が避難をしなければならないかというのは、僕のささやかな頭の中でいうと、避難をしなければならない方向に該当するのがあの地域かなと思うのですよ。極端に言うと。今までの過去の例で言うと、あの辺がいつもそんな数ありませんが、例えば新通の一部とか、それから1条通りのあの辺が、水没というか冠水をした経験が多い箇所というのは、ほかのところは冠水しないのに、冠水しないところの人が冠水する可能性のあるところに避難するというのは、これ本末転倒なので、僕が間違っているかもしれませんが、あそこの地域の人が非常に多い水が、豪雨等でいうと、避難の対象になりやすい地域のところに、避難所を設定して駐車場をつくるというのは違うのではないかという感じがするので、その辺は、今後の協議検討かもしれませんが何となく、今までのデータからいうとおかしいかなという判断をしているのですが、最後にその辺の考えをお聞かせください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、菅議員から、道の駅周辺の冠水対策状況についてのご質疑をいただいておりますが、従前、緑町のほうからフクハラの裏手のほうに水が来るということが、そういう、過去に大雨のときにあったということは私も記憶しておりますが、多分23号だと思っておりますが、振別と西本通りの際のところ、歴舟川に水を落とせるような、そういう排水対策をもう既

に講じておりますので、近年は、あの辺について、大雨災害等で水がつくという状況は回避されているのではないかと考えているところです。

道の駅につきましても、実は今、東北の震災とかいろいろな大雨災害で、道の駅に避難をされるという観光客、または町外の方が、全国的に見受けられるということも含めて、国土交通省で、道の駅を避難所の拠点施設にするという動きがあります。今回私どもの施設も、国に対して申請を受けるべく、手続をとりましたが、残念ながら、十勝管内では、近傍では、忠類の道の駅が、そういう指定を受けたところです。

今回、駐車場を整備するにあたって、管轄が、開発建設部、国土交通省になりますが、とも協議をした中で、私どもの道の駅についても、そういう機能をこれから持たしていきたいというふうに考えておりますので、その一環で、今回、コロナ対策の交付金を活用して駐車場を整備するというご理解をいただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって商工費の質疑を終了いたします。

次に、10ページから13ページまで、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

役務費の関係ですけれども、インターネット使用料14万9,000円、一般財源ですけれども、これはGIGAスクールということで、振興費から出すのですけれども、小中学校の教育課程であれば、2項3項の小中学校費の中で、役務費で見てもいいのではないかと。なぜ、教育振興費であえてみているのか、その1点お伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、タブレットの購入で、大樹高校もほぼ、国・道の事業費でWiFiを含めたインターネットワーク工事がほとんど終了しているのですよね。あとは端末機の整備だけなのです。ということで、道教委が進めている高校のICTを効果的に活用した事業等の実践に向けた取り組みについて、町として、タブレット率先して導入することは、町としては大きな支援事業なのかなと。ぜひ補正をしてあげたいなと思っております。それで、1番懸念なのは今回は購入備品費でみているのですよね。482万2,000円ですけれども、そうしますと、その備品管理はどうするのか。それについてお聞きしたいと思います。

それと、体育施設費ですけれども、公衆トイレの環境整備事業費327万2,000円ですけれども、これもどうしてコロナ感染予防臨時交付金と関わるのか、詳細についてお聞きしたいと思います。それと環境工事は、どの程度の工事を行うのか、それについてお願

いします。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

まず役務費のインターネット利用料でございます。このインターネットの利用自体は、もちろん各小学校中学校が利用するわけでございますが、維持管理につきましては、教育委員会が担っているということで、ここの部分につきましては、教育振興費で計上しているところでもございます。それと、高校のタブレットの関係でございます。大樹高校とは無償で貸し付けるという形の契約を結ばせていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議 長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

体育施設費の公衆トイレ環境改善工事の内容です。

今回の工事では、柏木町にあります運動公園のトイレの水洗化を行います。それに合わせて、屋根の塗装とサイディングの改修を行う内容となっております。

コロナとの関連ですけれども、トイレを水洗化するというので、いわゆる排せつ物などを介した、感染防止対策というので、効果が出てくるというのが1つ。あと、柏木の運動公園は、一般の墓地に隣接しているということで、墓園の利用者など、町外の方もみえられるという環境になっていきますので、そこでの感染防止対策ということでの環境改善工事という計画の内容となっております。以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。それでここのタブレットの関係ですけれども、今回は54台ということで、道内の市町村の公立高校は、全部で225校あるのです。そういった中で端末があたるまでといたら、本当にややしばらくかかるということで、先進的に取り組むことは良いと思います。無償提供という形もあるのですけれども、大樹高校に振興会があるので、振興会で管理するということは考えられなかったのか、それとも、臨時交付金の運営上は無理があったのか、それについて1点お聞きしたいと思います。

それと備品で無償提供するのですけれども、3年5年はいいいのですが、5年7年経つてくると、どうしてもやっぱり、そういうシステムというのは更新時期が来る、修繕や保守点検が出てくる。その辺については、費用は町側が見るのか、それ以降は高校独自で費用負担していただくのか、その辺はどういう内容になっているか聞きたいと思います。

公衆トイレの関係ですけれども、何か水洗化することでコロナというは、何か無理矢理に申請をこぎ着けたような内容に見えるのですけれども、柏木町の公園は冬場使わないの

ですよね。それでその水洗化というのは、夏季冬季、オールシーズンなのか、中央運動公園のように夏季だけで冬は閉鎖するのか。それによって工事費の工事量も変わりますし年間のランニングコストも変わってくると思うのですが、ランニングコストはあくまでも、一般会計で賄っていかなければならないのですよね。そうすると大きな費用が発生しますので、その辺どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

タブレットの支出に関しまして、振興会経費ということも考えなかったのかというご質問でございますけれども、今回はあくまでも、町と高校との契約によって貸し出すということを考えております。当然、貸し出すということでございますので、タブレットの通常使用するものについては、予算の範囲内で町が修理を負って、消耗品等々そういったものについては、当然のことながら、高校が負担すると、そういうような形で、今回につきましては、タブレットを高校のほうに、活用してもらいたいというふうに考えまして、今回はこのような形を考えてございます。また、更新時どうするかということでございますけれども、この契約は、今の考えの中では、1年契約ということで、高校と契約を結ばせてもらいたいと思います。それで、1年経過した後、双方からそれぞれ特段の申出がない場合は、さらに1年ということで、以後、その更新を繰り返すというような形の契約を結ばせていただきたいと考えているところでもございます。以上でございます。

○議長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

柏木町の運動公園の開設期間ですけれども、今までのトイレと同様で、春から秋までの開設を考えております。冬季間は閉鎖するというので、中央運動公園のトイレと同じです。かかっていく経費につきましては、今度下水道につなぐこととなりますので、その経費については、かかっていくことになるかなというふうに考えております。以上です。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

トイレの件はわかりました。それで学校教育課長が今説明した内容はきちんとやっぱり口頭でなく、契約する段階で、きちんとお互いにペーパーで残すことも必要ではないかと思うのですよね。あまり口頭でやってしまうと、今、世の中はペーパーレスなのですが、それも善し悪しなのでやっぱりきちんとペーパーで1年1年契約するのであればそういった使用条件、保守点検の整備、壊れた場合、更新時期、そういったこともきちんと、町側と高校側と、きちんと契約を結ぶ、ペーパーで残していくということも、この後、これからお願いしたいと思います。以上です。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

運動公園の改修の関係で、ちょっと細かいことなのですけれども、水洗化ということで、手を洗うということになると思うのですけれども、その洗面の場所の改修があるのかどうか。ここだけには限らないことだと思うのですけれども、今はコロナの関係で話しますけれども、コロナの関係なったときに、例えば、その水道の蛇口で、ひねって洗ってまたそれをひねって止めるということになれば、またいろんな人がさわるということで、できれば計画になっているかもしれませんが、自動的に出るのが本当はいいんでしょうけれども、無理だとすれば、押すと一定の水が出ると。そしてもうそれには触ることがないと。そういう、蛇口というか、いろんなトイレが町内にありますけれども、新しくするときはそういう方向がいいのではないかと思うのですけれども、そのような予定になっているかどうか。

○議 長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

今度のトイレの手洗い場のことですけれども、今の柏木の運動公園のトイレは、蛇口を回して水が出るようになっています。今後、この工事によって、手をかざしたら水が出てくるとい、そこまでにはなりません。ですので、レバーで止めたり出したりするところの改修まで進めたいと考えてます。以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

レバーということですが、レバーで出してまたレバーで止めると、手で触って止めるということになるということですね。私の言った、ポンと押せば一定程度水が出る。もうそれにさわることはないという、感じではないと。できればせつかくですから、そういうひねったりさわったり、洗った後に手で触ることのないような器具にしたほうがいいと思うのですけれども、そこら辺お願いします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時04分

○議 長

再開します。

休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

柏木の運動公園のトイレの手洗い場のことですが、今、いただいたご意見を、工事施工段階で内部で検討して進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

柏木町の関係のことをございますけども、今後いろいろ建設あると思いますので、ご配慮いただいて進めていただければ幸いだと思いますのでよろしくお願いします。

○議 長

ほかに質疑ありませんか

船戸健二君。

○船戸健二議員

運動公園の公衆トイレの改善工事についてお聞きします。私は、現在コロナ禍において安心して使えるトイレ、手洗い環境の整備は非常に重要なことだと思っております。利用している子ども達、保護者にとっても、大変うれしく、心待ちにして、これからも心強い気持ちでいると思います。その中で、運動公園のトイレは非常に狭い空間でもありますので、トイレの空間の確保と換気の確保ですね。工事の際には十分検討しながら、お願いしたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、教育費の質疑を終了いたします。

次に、12ページ、13ページ、13款諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、諸支出金の質疑を終了いたします。

次に、事項別明細書8ページ、9ページ、歳入についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

歳入ですけれども、今回の国庫補助金ですね補正額、3,138万3,000円、全てが、コロナ感染症予防対応の、地方創生臨時交付金ですけれども、今回、3,138万3,000円なのですけれども、1次、2次、3次合わせて総額の予定額というのは、多分、私の記憶の中では2億8,800万くらいかなと思っているのですが、最終的な決算額はいくらなのか。それと、その残りの金額はどうされるのか、それについてまず1点お伺いしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

1次、2次合わせました地方創生臨時交付金の大樹町の配分額につきましては、2億8,617万円となっております。今現在、3次分として国補助分の交付分が206万8,000円となっておりますので、トータル2億8,823万8,000円が、今現在、大樹町における交付配分額となっているところでございます。

今回、補正もさせていただきまして、その分臨時交付金を活用するという事をお認めいただきましたら、その部分の合計といたしましては、2億7,000万ほどの事業費となるかと今考えております。

今現在1,400万が、まだ充当可能な分となっておりますので、その分につきましては、今後光ファイバーの整備を本年度、補正をさせていただきましたが、そういう部分の、過疎債を充当する分に充てて、過疎債を借りるのではなく、臨時交付金を充てるということも可能ですので、そういった分にも回しながら、検討しているというところでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。それでこれまでの補正の中身で、本当に駐車場の件も、公衆トイレの件も、先ほど言いましたけれども、結構無理難題で何とか予算確保しているのかなと思うのですけれども。今回はあまった分1,400万は光ファイバーに回すというのですけれども、その辺も含めて、もう少し何か枠を広げて、光ファイバーの負担を寄せて、そういうこと

をもっと早い段階で検討をされなかったのか。なぜこういうことを言いたいかという、今回ね、結構備品入れているのですよね。公用車も入れていますし、電算システムも入れているし、エアコンも入れていると。ほとんどが備品で、その備品の金額を積み上げると、結構な金額なんですよ。それが5年先、6年先になると、更新時期が来るのですよ。そのときはもう補助金も何もありませんよ。そのときは一般会計で財源賄っていかなくちゃならないのですよ。そんなときどうするかということもやっぱり先行き今は、補助金来たから、どんどんどん、いろいろこじつけながら、いろんなことやっているのですけれども、そういった将来を見据えて、今回上げてきているのか。多分やっていると思うのですけれども、もしその将来がこれぐらいかかるとかそういう試算されてるのか、それについて最後聞きたいと思います。

○議 長

酒森町長

○酒 森 町 長

今回、これらの関係で国のほうから、非常に大きな交付金制度を示されたということで、私ども、今回、コロナ対応の部分で各種事業に取り組んでいるところです。今議員からご指摘のとおり、正直、こんなこと言うとあれですけど直接的には関わらないのでは、というものもありますが、この機会に、改修できるものについては、いろいろなコロナ対策の国の項目がありますので、そこに少しでも合致するものがあれば、申請をして、改修なり整備を進めたいという思いで今、取り組んでいるところです。その中で例えば、学校の備品等も含めて、多くの資機材を購入しているもので消耗品等もありますけども、備品等もあります。また学校で進めておりますG I G Aスクールの関係では、全国の小中学校にタブレットを配るということで、そのあとの更新についても、ぜひ財政的な支援をお願いしたということは、私どもも加入しております教育再生会議の場でも、国のほうに要望しているところでもありますので、更新が、そういう部分で導入を図られたもので更新が必要なものについては、適宜私どものほうでもまた、強く国のほうに要望していかなくちゃならないかなというふうに思っております。また、今回、換気型のエアコン等の導入も進めておりますけれども、その件についてはなかなか、更新の段階で、また再度ということは難しいかなというふうに思っていますので、今回入れた機器については、適正な管理のもと、少しでも長く使えるような対応を心がけていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって歳入の質疑を終了いたします。

次に、歳入、歳出全般についての質疑漏れがあれば、お受けいたします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第103号令和2年度大樹町一般会計補正予算第8号についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第104号

○議 長

日程第9 議案第104号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算第3号についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第104号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算第3号をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ523万4,000円の追加であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

明日見老人デイサービスセンター所長。

○明日見老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第104号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ523万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,869万6,000円とするものです。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。1款1項ともに居宅介護サービス事業費1目通所介護費、補正額523万4,000円の増。国の補正予算で措置されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業により、デイサービスへの通所者送迎ワゴン1台、車椅子使用の福祉車両一式の購入に係る備品購入費のほか、関係費用の計上でございます。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額523万4,000円の増です。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。歳出合計、補正前の額4億4,346万2,000円。補正額、1款、居宅介護サービス事業費で523万4,000円の増。計4億4,869万6,000円となります。

次に4ページの歳入をご覧ください。歳入合計補正前の額4億4,346万2,000円。補正額、3款繰入金で523万4,000円の増。計4億4,869万6,000円となります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第104号令和2年度大樹小介護サービス事業特別会計補正予算第3号についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第105号

○議 長

日程第10 議案第105号令和2年度大樹町水道事業会計補正予算第3号についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第105号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町水道事業会計補正予算第3号をお願いするもので、第2条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を2億6,638万6,000円に改め、支出を26万9,000円増額するものであります。第3条では、棚卸資産の購入限度額を776万9,000円に改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

議案第105号令和2年度大樹町水道事業会計補正予算第3号について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和2年度大樹町水道事業会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。第2条令和2年度大樹町水道事業会計予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,611万7,000円は過年度分損益勘定留保資金2億6,611万7,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,638万6,000円は過年度分損益勘定留保資金2億6,638万6,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額の内容につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費について、26万9,000円を増額するものでございます。

第3条、予算第8条本文中、棚卸資産の購入限度額750万円を建設改良費補正分26万9,000円分を増額し、776万9,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額26万9,000円の増、ここでは、量水器費の補正で、新規住宅の増加に伴います、量水器費として26万9,000円を増額し、全体で136万9,000円となるものでございます。

当初予算では、口径が13ミリから50ミリの水道メーター器を59基で110万円予算計上しておりましたが、今年度の住宅建設が多く、相談件数を含めると、メーター器が不足することが予測されましたので、建設相談件数より10個プラスいたしまして、口径20ミリを20個分、26万9,000円分を、量水器費の増額としてお願いするものでございます。

次に、8ページ9ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入の部、損益勘定留保資金26万9,000円の増で、量水器費に充当するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第105号令和2年度大樹町水道事業会計補正予算第3号についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

これで本日の日程は全て終了したので、会議を閉じます。

よって、令和2年第5回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分